

第5章 動物由来感染症対策

<第1 現状と課題>

動物由来感染症とは、動物から人に感染する病気の総称です。

動物由来感染症には、人も動物も発症するもの、動物は無症状で人だけが発症するもの等病原体によって様々なものがあります。

動物由来感染症が問題となる背景には、社会環境の変化と行動の多様化があげられます。国際的な人の移動の活発化に伴い、国内での発生があまり見られない感染症が海外から持ち込まれる事例も増加しています。

1 日本や外国で実際に発生している主な動物由来感染症

群	動物種（昆虫含む）	主な感染症
ペット	犬	パストレラ症、皮膚糸状菌症、エキノコックス症、カプノサイトファーガ感染症、コリネバクテリウム・ウルセランス感染症、ブルセラ症、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、狂犬病(※1)
	猫	猫ひっかき病、トキソプラズマ症、回虫症、Q熱、パストレラ症、カプノサイトファーガ感染症、コリネバクテリウム・ウルセランス感染症、皮膚糸状菌症、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、狂犬病(※1)
	ネズミ、ウサギ	レプトスピラ症、鼠咬症、野兔病、皮膚糸状菌症
	小鳥、ハト	オウム病、クリプトコックス症
野生動物	爬虫類	サルモネラ症
	観賞魚	サルモネラ症、非定型抗酸菌症
	プレーリードッグ	野兔病、バスト(※1)
	リス	野兔病、バスト(※1)
	アライグマ	狂犬病(※1)、アライグマ回虫症(※2)
	コウモリ	狂犬病(※1)、リッサウイルス感染症(※1)、ニパウイルス感染症(※1)、ヘンドラウイルス感染症(※1)
	キツネ	エキノコックス症、狂犬病(※1)
	サル	細菌性赤痢、結核、Bウイルス病、エボラ出血熱(※1)、マールブルグ病(※1)
	野鳥（ハト・カラス等）	オウム病、クリプトコックス症、ウエストナイル熱(※1)
	ネズミ・ウサギ	レプトスピラ症、鼠咬症、野兔病、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群(※1)、ラッサ熱(※1)
家畜・家畜	ウシ、ブタ、鶏	Q熱、クリプトスポリジウム症、腸管出血性大腸菌感染症、トキソプラズマ症、炭疽、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)(※2)

群	動物種（昆虫含む）	主な感染症
その他	蚊	ジカウイルス感染症、チクングニア熱、デング熱、ウエストナイル熱(※1)
	ダニ類	ダニ媒介脳炎、日本紅斑熱、つつが虫病、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、クリミア・コンゴ出血熱(※1)

※1 日本で病原体がまだ、もしくは長期間発見されていない感染症

※2 日本では患者発生の報告がない感染症

(厚生労働省動物由来感染症ハンドブックより)

2 主な動物由来感染症の発生動向

(単位：件)

類型	疾病名	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
三類	腸管出血性大腸菌感染症	4	5
四類	E型肝炎	0	1
	つつが虫病	0	1
五類	アメーバ赤痢	4	3
	破傷風	1	0

(感染症発生動向調査)

3 課題

(1) 動物由来感染症に関する知識の普及

新興感染症の多くは、動物由来感染症です。また、動物からヒトへ、ヒトから動物へ伝播可能な感染症は、全ての感染症のうち約半数を占めています。人と動物が共通して感染する病原体があることを周知し、こうしたヒト、動物、環境の健康（健全性）に関する分野横断的な課題に対して関係者が協力して取り組むワンヘルス（One Health）の考え方を広く普及し、推進していくことが必要です。

(2) 動物との適切なふれあい等

動物からの感染を予防するため、動物の生態や本能・習性をよく理解し、節度ある接触をする必要があります。また、愛玩動物等の健康管理、接触後の手洗い励行などの予防行動について周知していく必要があります。

(3) 蚊・ダニの対策

蚊・ダニ媒介感染症を予防するためには、蚊・ダニに刺されない対策が重要です。市民が蚊・ダニが媒介する感染症の存在を知り自らを守ることができる知識を持ち、感染予防の実施ができるよう情報提供や啓発をするよう努める必要があ

ります。

(4) 海外渡航時の注意喚起

海外では、日本に常在しない感染症や日本よりも高い頻度で発生している感染症が存在します。海外渡航する人への感染予防対策や帰国後のまん延防止行動をとれるように正しい知識の普及・啓発が必要です。

<第2 目指すべき方向と施策の展開>

1 市民の取組みとして望まれること

(1) 動物由来感染症に関する正しい知識の習得

(2) 予防行動の実施

ア 動物との接触の後の手洗いの励行、動物の飼育環境の清潔保持

イ 防蚊対策として、発生源の対策（雨水が溜まった容器等の水を捨てる等）、肌をできるだけ露出しない服の着用、忌避剤の使用

ウ ダニが多く生息する山間部等に入る際には、長袖、長ズボン等の着用、忌避剤の使用

2 関係機関・団体の取組みとして望まれること

(1) 医療機関

ア 知見の収集等による適切な医療の提供

イ 患者に対するまん延防止対策の指導

(2) 獣医師

ア 動物の病原体保有の届出、情報提供

イ 動物に対する適切な治療とまん延防止対策の実施

(3) 家畜・家きん飼育者、動物取扱事業者

ア 動物飼育の衛生管理と発生・まん延防止対策の実施

イ 関係機関への速やかな情報提供

3 市の取組（施策の展開）

(1) 情報提供・普及啓発

ア 市民が動物由来感染症に関する正しい知識が持てるよう、市内の発症状況について公表するとともに、動物由来感染症の予防対策や海外渡航時の注意喚起

を行います。

イ 人、動物、環境の衛生に関わる者が連携して取り組むワンヘルス（One Health）の考え方を広く普及・啓発するよう努めます。

(2) 発生状況の把握と調査

まん延防止を図るため、保健所において可能な限り全ての症例に対して積極的疫学調査等を実施し、感染地の特定に努めます。

(3) 動物所有者等への指導・周知

獣医師、農政部局等の関係機関と連携し、家畜・家きん飼育者、動物取扱事業者への指導を行う等、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物に対する予防策を実施します。

(4) 蚊媒介感染症のまん延防止対策

ア 蚊媒介感染症が発生した際は、媒介蚊が感染者・非感染者を吸血することによる感染拡大を防止するため、患者に対して、血液中に病原体が多く含まれる期間のまん延防止のための防蚊対策や献血の回避等に関する指導を行います。

イ 必要に応じて、関係者と連携して、適切な蚊の駆除や一定の区域の立入制限等を含む媒介蚊への対策を実施します。

<第3 数値目標>

区分	指標	現状 令和4年 (2022年)	目標 令和11年 (2029年)	目標数値の考 え方	備考 (出典等)	
0	蚊媒介感染症 市内感染例発生数	0	0	現状維持	感染症発生動 向調査	
P	普及啓 発	感染症情報発 行〈再掲〉	週1回	週1回	現状維持	市実施事業
		動物由来感染 症情報の配信	年1回	年1回以上	現状以上	市実施事業
		動物由来に関 する講習会	—	年1回以上	現状以上	市実施事業